第明
三治
種十
郵五
便年
物三
認月
可十
日

官報（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第三条第一項の規定に基づく計画を定める件（厚生労働三一五三）　一

○千葉西総合病院ヘリポートの設置許可申請があった件（国土交通五一三五）　三

〔官庁報告〕

国家試験

平成二十四年普及指導員資格試験（公告）（農林水産省）　四

公聴会

千葉西総合病院ヘリポートの設置に関する公聴会（東京航空局）　六

〔公告〕

諸事項

官庁

建設業の営業の停止命令関係　六

裁判所

破産、免責、再生関係　九

特殊法人等

独立行政法人理化学研究所、独立行政法人都市再生機構、地方職員共済組合役員の異動関係　一三

地方公共団体

行旅死亡人関係　一三

会社その他

会社決算公告　一三

告示

○厚生労働省告示第三百五十三号

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）第三条第一項の規定に基づき、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第三条第一項の規定に基づく計画を次のように定めたので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十四年五月七日　厚生労働大臣　小宮山洋子

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第３条第１項の規定に基づく計画

第１部　総説

１　計画のねらい

この計画は、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（以下「法」という。）第２条に規定する特定求職者（以下「特定求職者」という。）の職業能力の開発及び向上を図るための職業訓練が、法第４条第１項の規定により厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づき公共職業能力開発施設で行われる離職者に対する職業訓練（以下「公共職業訓練（離職者訓練）」という。）等多岐にわたること等を踏まえ、特定求職者が職業訓練を受ける機会を十分に確保するため、求職者支援訓練その他の特定求職者に対する職業訓練の実施に関し重要な事項を定めたものである。

２　計画期間

計画期間は、平成24年４月１日から平成25年３月31日までとする。

３　計画の改定

本計画は、職業訓練の実施状況等を踏まえ、必要な場合には改定を行う。

第２部　平成23年度における職業訓練をめぐる状況

平成23年度の雇用失業情勢については、一部持ち直しの動きがあるものの、全国的には依然として厳しい状況であった。

特に、新規求職者のうち、特定求職者に該当する可能性のある者の数は平成24年２月末現在で3,356,879人に上った。

そうした中、平成23年度の職業訓練の受講者数は、公共職業訓練（離職者訓練）については、平成24年２月末現在で143,727人、「緊急人材育成・就職支援基金」の「緊急人材育成支援事業」による職業訓練（以下「基金訓練」という。）については、平成24年３月末現在で213,736人、求職者支援訓練については、平成24年４月11日現在で49,458人であった。

さらに、平成23年度の就職率は、公共職業訓練（離職者訓練）の施設内訓練が77.7パーセント、委託訓練が65.1パーセント、基金訓練が74.0パーセントとなっている。

注　施設内訓練は平成23年11月末までの、委託訓練は平成23年10月末までの、基金訓練は平成23年11月末までの訓練修了者の訓練修了後３か月の就職率である。

第３部　平成24年度における職業訓練の実施計画

雇用失業情勢は引き続き厳しい状況が続くことが予測されることから、離職者を対象とする職業訓練については、平成24年度においても、成長が見込まれる分野における人材育成に重点を置きつつ実施する。

また、職業訓練が計画的かつ効果的に実施できるよう、引き続き、地域の関係者が連携・協力関係を強化するための連絡・協議の場を設けるとともに、産業界・教育訓練機関団体等の協力も得ながら、職業能力評価基準等の関連インフラの更なる整備も進めていくこととする。

特に、東日本大震災に伴い離職した者等の再就職を支援するため、被災者向けの特別訓練コースの設定など、被災地や被災した者の受入先等における公的な職業訓練を機動的に拡充・実施することとする。